

第十三回 参議院水産委員会議録第十八号

(二二四三)

昭和二十七年三月十二日(水曜日)午後
二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下辰雄君
理事 松浦清一君
委員 青山正一君
秋山俊一郎君
入交太藏君
石原圓吉君
田口長治郎君
農林政務次官 野原正勝君
事務局側 常任委員会専門員 林達磨君
説明員 水産庁漁業課 第二課長 高橋清三郎君

の結果委員会におきましては、その当時予備審査に付託しておりましたこの法案そのままでは到庭承認はできないという結論に達しまして、いろいろ修正項を協定した結果、衆議院側の代表者と協議を重ねて、そりとしてなるべく同調せられたいということを申込んだのであります。この結果衆議院の水産委員会においても参議院の意見通りに修正するということになりました。この修正法案が衆議院で議決されまして本院に廻つたのであります。

大体修正箇所は第二條、第四條、第五條、第八條、第九條、第十一條、第十五條、第十六條に亘っております。五條、第八條、第九條、第十一條、第十五條、第六條に亘っております。

なお本日は安本長官、農林政務次官、提案者の石原議員もお見えになっておりますので、この問題についてなお御質問がありましたらお願ひいたします。

○秋山俊一郎君 農林政務次官にお尋ねいたしたい。この法案は御承知のように我が日本の本当の特産である真珠業が国家的な非常に意義を持つた重要な事業であり、これに対する助成は農林省としましても十分に考えなければならない問題だらうと思うのであります。御質問の趣旨は農林省としましても十分に善処いたしたいと思います。

○政府委員(野原正勝君) 真珠養殖事業が非常に興味のあるものであります。御質問の趣旨は農林省としましては、先ず以て差しり必要とするとものにつきましては、開発銀行等からできるだけのものを流すようになります。

○松浦清一君 この法律の趣旨は、今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。ただ現段階においては、政府がやつております例えば農林漁業資金融通法の中にこれを入るといふことは、この法案が成立した後において、あの特別会計等の改正を行なうことなどが必要であつた。それでならば、そのことも行わなければならんと思うのであります。ただ真珠養殖事業の性格と申しますが、た

いことを持つて立案されたものであります。それで、各條に掲げられてあります通り、生産についての計画性を持たせるといふことが狙いの一つなのであります。従いまして、農林大臣はこの計画を遂行するためには各真珠養殖業者からその事業についての毎年の事業計画をとるといふことに相成りまして、その事業計画によよな形になつております。この勧

告したものに対しても、必要と認める場合は農林大臣は事業に要する資金のあつ旋をするという條項が第五條にございまして、これは極めてこの法案の中の重要な部門であると思うのであります。併しこのあつ旋をするという問題は我々としては甚だなまぬるい。あつ旋という言葉では物足りない感じがありましていろいろ審議をしたのであります。併しこのあつ旋においてはあります。どうも現段階においてはこういう表現をする以外に表現の方法がないというのであつ旋をするものとする。ところなつておりますが、農林大臣はこのあつ旋をするということに対しましてどういう考え方を持つておられるか。ただ法文に「あつ旋する」ということがあります。それに対する農林大臣のはつきりした御趣旨を承わたいと思います。

○政府委員(野原正勝君) 真珠養殖事業が非常に興味のあるものであります。御質問の趣旨は農林省としましては、先ず以て差しり必要とするとものにつきましては、開発銀行もございまして、重要な産業に対する融資の問題を扱つておりますが、農林省としましては、先ず以て差しり必要なものに対しましては、開発銀行等からできるだけのものを流すようになります。

○説明員(高橋清三郎君) 只今の御質問の点でござりますが、一億円の寄附金の確保につきましては水産庁が事務的万全の策をとりまして現在のところは確実にこれを確保できる見込であります。それから第二の御質問の問題につきましては、先ほど次官からも答弁がございましたが、現在折衝中であります。御質問の趣旨は農林省としましてはまだ行つております。それから第三の担保の点でございまして、それから第三の担保の点でございまして、まだ行つております。ただ現段階においては、政府がやつております例えば農林漁業資金融通法の中にこれを入るといふことは、この法案が成立した後において、あの特別会計等の改正を行なうことなどが必要であるといふことは、この法律の趣旨は、今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。ただ現段階においては、政府がやつております例えば農林漁業資金融通法の中にこれを入るといふことは、この法案が成立した後において、あの特別会計等の改正を行なうことなどが必要であるといふことは、この法律の趣旨は、今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。ただ現段階においては、政府がやつております例え

ば農林漁業資金融通法の中にこれを入るといふことは、この法案が成立した後において、あの特別会計等の改正を行なうことなどが必要であるといふことは、この法律の趣旨は、今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。ただ現段階においては、政府がやつております例えれば農林漁業資金融通法の中にこれを入るといふことは、この法案が成立した後において、あの特別会計等の改正を行なうことなどが必要であるといふことは、この法律の趣旨は、今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。ただ現段階においては、政府がやつております例えれば農林漁業資金融通法の中にこれを入るといふことは、この法案が成立した後において、あの特別会計等の改正を行なうことなどが必要であるといふことは、この法律の趣旨は、今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。

○松浦清一君 一つの会社なり、個人なりに對して融資をする限度といふも

のはどれくらいなんですか、見込を立てておられますか。

○説明員(高橋清三郎君) 御質問の一社に對する融資の限度につきましては、現在のところ、最高幾ら、最低幾らということはきめておりません。

いろいろ、会社の經營の実態によりまして相当変化があるものと含みを持たせて交渉を進めております。

○松浦清一君 融資あつ旋のできる總額の枠といふものは事務的に折衝中でありますと言いますが、どれくらいの程度を予定して折衝をやつておりますか。

○説明員(高橋清三郎君) 水産庁から出しておりますのは三億三千万円でござります。

○松浦清一君 これは無論長期融資になるのでしようね。

○説明員(高橋清三郎君) さようでござります。

○松浦清一君 それからもう一点伺つておきたいのですが、この真珠養殖事業法案が提出されましてから反対をす

るのもあつたのですが、いろいろありますけれども、その融資に反対の点

については、特定の有力者がその融資を受けれる便宜を與えられて、普遍的

な融資をしても、いろいろありますけれども、その融資をするのだといふ

うことが明確になつておりますかどうか。

○説明員(高橋清三郎君) 仰せの通りその点は非常に大事な点だと思います。現在資金のあつ旋の面で主として力を入れております点は、先ほど次官

から答弁のありました開発銀行の点でございますが、ほかに組合融資の形をとるために中小企業についても当然措置をしなければならないというふうに考へております。

○秋山俊一郎君 安本長官は見えるのですか。安本長官にまだ私質問があるのですが。

○委員長(木下辰雄君) 安本長官は出席するということになつて、来ております。

○松浦清一君 その質問をしなければなりませんが、その前にちよつと意見がありますが申上げてよろしい

ですか。

○松浦清一君 木下辰雄君が残つておつたんだけれども、どことかちよつと意見がありますが申上げてよろしい

ですか。

○松浦清一君 よろしくござります。

○松浦清一君 それでは、この法案の審議の過程に公聽会を開きまして賛成者、反対者の意見といふものを開いた

のですが、その反対説の中に、資金のあつ旋について政府が積極的に金融す

ることとは真珠母貝及び真珠の増産となることは、その反対説の中に、資金の

あつ旋を招來するという点、つまり、価格の下落を招來するという点、

それから、一部の特殊関係者のみが金融を受け不公平になるという点、それ

については、審議会はボス的存立となく個人が融資を受けた場合に、その金を他の事業に使用される虞があるのであります。

○青山正一君 田口さんにお伺いした

みて、官僚的研究所に多くを期待することができます。こういう点についての、要約して申上げますと、反対説があつたわけなんですが、そういうことのないようには、私はこれは賛成意見ですから、成立後はこれら反対説つまり不公平といふものを解消して、折角法律ができるのですから、普遍的に全部の業者が遵守できるというような態勢に運用してもらいたい。こういう希望を附して賛成をいたしておきます。

○秋山俊一郎君 安本長官は出席するので、お進み願つても差支えありませんので、お進み願つても差支えあります。とお尋ねいたします。時間の関係で申上げておきます。

○委員長(木下辰雄君) 秋山さん、ちよつとお尋ねいたしますが、安本長官には是非質問しなければならぬことがあります。

○秋山俊一郎君 あります。

○委員長(木下辰雄君) それでは暫く待ちましょうか。

○秋山俊一郎君 ええ。又若し今日でなくて次の機会でもよいのですが、これを上げる前に質問をしておかなければならぬことがあります。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 下さい。

○委員長(木下辰雄君) 只今安本長官がちよつと見つかっておられます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

及び関係大臣の御答弁等を伺います。すでに融資の問題につきまして安本長官、農林大臣、及び大蔵大臣のしつかりした確約があつたよなお話を考へております。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今青山議員からの御質問でござりますが、あつたのですか。その点についてお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今青山議員からの御質問でござりますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(田口長治郎君) お話をとどめて頂きましたが、そのお話を記録にとどめて頂かなければなりませんので、御発言頂きたいと思います。

業であり、従つてこの仕事に対しましては能う限りの助成の途を講じ、或いは資金の問題につきましてもできるだけの措置をいたしましてこの事業が健全に発展をいたすことを念願しておるわけであります。農林省としましては今後もこの問題につきましては最善を盡して参りたいとかように考へておる次第でございます。

○松浦清一君 この法律は冒頭申上げましたように養殖真珠の計画生産を図るということが法律の目的で、その計画生産をやるといふことは金融の措置が的確に講じられなければその目的を達成することはできないといふことははつきりしておりますので、本来申しますと、衆議院の水産委員会でどのようなことが御審議になり、どのようなことが御決定になつております。ところども、又自由党の党内における話合がどのようになつておらうとも、又農林大臣や安本長官との交渉の経過、結果がどのようになつておらいまよるとも、一応は安本長官の御出席を願つてそのことの確認を得るということが絶対に必要であります。併しながらできるだけ速かにこの法律案の通過を望しておられます衆議院側の提案者の意のあるところを了といたしまして、今までの経過が必ず実現するものと確信をして、私は前に申上げましたいろいろの希望條件を附して賛成をいたしております。従つて農林当局は事務的に折衝をしておられます三億三千円、この融資総額の枠がくずれないと積極的に各省との折衝をやつて頂くことを一つ希望して賛成をしておきます。

○青山正一君 ちよりと高橋課長にお

聞きたいのです。先ほど高橋課長が

おられた、この融資の問題について今事務的に折衝中だ、そういうふうにおつしやつておりますが、私どもはどうもそれだけではちよつと満足できかねる筋があつたわけなんですが、その点課長如何ですか。はつきり目安がつきますかどうですか、そういうふうな融資のありですか、そういうふうな融資のありですか。

旋という事柄が、今この法案をきめる上において非常なポイントをなしておるわけなんですが、好転しつつあるわけなんですか。その点についてお伺いがございます。

○秋山俊一郎君 提案者にもう一遍質問申上げたいと思いますが、この法案は大体本事業の発展を期する目的を以て立案されたものに間違いはありませんが、曾ての証人喚問の際にも、先ほどからお話をありましたように、どんどん事業を助長して行くと生産過剰になつて、そうして価格の下落を来たし輸出の振興を阻害するというような憂いをしばらく述べておつた証人もあつたのであります。この法案が私どもは必ずしも前へ進むばかりでなくして、必要に応じてはコントロールし得る法典であるかと考えるのであります。非常に重要な点であります。現在の産額は戦前の約二割に満たない程度であります。戦前の産額に達せしめるに

も約五倍の増産をせなければならぬことなどができますが、その勧告をするといふことからどうするかといふようなことについては、何らの制裁もないわけではありません。これでは勧告にとどまる

のであって実質的には効果が非常に薄い。ただ金融をするかせんかの問題だけになります。これでは勧告にとどまる

いたた、現段階において直ちにこの問題は必要ではないと思ひますが、将来この法律の形を整える上におきましては、実質をはつきりさせる上においてまさに解してよろしくございましようか、念のために。

○衆議院議員(石原國吉君) その点は非常に重要な点であります。日本の国状としましてできるだけ多くの輸出をして外貨を獲得せんならん。併し過剰しておきます。

のために全体を下落させるということ

は、これは恐るべき結果になるのであります。その点と品質の向上、輸出が十分調節ができることになつておる所以あります。要するに生産等に対する規制の点も含めておられます。この法律が仮にない場合には業者が思うがままに何人がどれだけ作つてもそれに制限を加えることはできないのであります。この法律によつて農林大臣は相当の勧告をして生産の制限をつけます、又これはその年の生産高、輸出輸入の状況を勘案をして、事前にいわゆる価格を下落せしめるような生産過多に陥らないようにするということが狙いであります。その点は決して御心配のようなことはならない。質の向上といふことは十分な研究も要するこ

とであります。又農林省においては、常にこの問題の将来の動向に深い関心を以て、そうして乱造乱売等価格を下落せしめないようにするところの一つの重要な任務を果して行かんならん立場にあると思うのであります。現在の産額は戦前の約二割に満たない程度であります。戦前の産額に達せしめるに

おいたしましたこの生産過剰に対するコントロールにいたしましても、成る

ほど計画生産において勧告をするといふことができますが、その勧告を聞かなかつたらどうするかといふようなことについては、何らの制裁もないわけ

であります。これでは勧告にとどまる

のであって実質的には効果が非常に薄い。ただ金融をするかせんかの問題だけになります。これでは勧告にとどまる

いたた、現段階において直ちにこの問題は必要ではないと思ひますが、将来

この法律の形を整える上におきましては、実質をはつきりさせる上において

も、さようなことを将来考へる必要があると思ひますので、かようなことを

将来考へるものといたしましてこの法案に私は賛成するものであります。

○委員長(木下辰雄君)

青山君の御意

罐詰は是非ともこの生糸にならつた場合

格調節の制度が必要であると思うのであります。その点と品質の向上、輸出が十分調節ができることになつておる所以あります。要するに生糸等に対する規制の点も含めておられます。この法律が仮にない場合には業者が思うがままに何人がどれだけ作つてもそれに制限を加えることはできないのであります。この法律によつて農林大臣は相当の勧告をして生産の制限をつけます、又これはその年の生産高、輸出輸入の状況を勘案をして、事前にいわゆる価格を下落せしめるような生産過多に陥らないようするということが狙いであります。その点は決して御心配のようなことはならない。質の向上といふことは十分な研究も要するこ

とであります。又農林省においては、常にこの問題の将来の動向に深い関心を以て、そうして乱造乱売等価格を下落せしめないようにするところの一つの重要な任務を果して行かんならん立場にあると思うのであります。現在の産額は戦前の約二割に満たない程度であります。戦前の産額に達せしめるに

おいたしましたこの生産過剰に対するコントロールにいたしましても、成る

ほど計画生産において勧告をするといふことができますが、その勧告を聞かなかつたらどうするかといふようなことについては、何らの制裁もないわけ

であります。これでは勧告にとどまる

のであって実質的には効果が非常に薄い。ただ金融をするかせんかの問題だけになります。これでは勧告にとどまる

いたた、現段階において直ちにこの問題は必要ではないと思ひますが、将来

この法律の形を整える上におきましては、実質をはつきりさせる上において

も、さようなことを将来考へる必要があると思ひますので、かようなことを

将来考へるものといたしましてこの法案に私は賛成するものであります。

○委員長(木下辰雄君)

承知しまし

○秋山俊一郎君 私もこの法案に賛成

するものであります。ただ我々がこりまして、この法律においてはその点と品質の向上、輸出が十分調節ができることになつておる所以あります。要するに生糸等に対する規制の点も含めておられます。この法律が仮にない場合には業者が思うがままに何人がどれだけ作つてもそれに制限を加えることはできないのであります。この法律によつて農林大臣は相当の勧告をして生産の制限をつけます、又これはその年の生産高、輸出輸入の状況を勘案をして、事前にいわゆる価格を下落せしめるような生産過多に陥らないようするということが狙いであります。その点は決して御心配のようなことはならない。質の向上といふことは十分な研究も要するこ

とであります。又農林省においては、常にこの問題の将来の動向に深い関心を以て、そうして乱造乱売等価格を下落せしめないようにするところの一つの重要な任務を果して行かんならん立場にあると思うのであります。現在の産額は戦前の約二割に満たない程度であります。戦前の産額に達せしめるに

おいたしましたこの生産過剰に対するコントロールにいたしましても、成る

ほど計画生産において勧告をするといふことができますが、その勧告を聞かなかつたらどうするかといふようなことについては、何らの制裁もないわけ

であります。これでは勧告にとどまる

のであって実質的には効果が非常に薄い。ただ金融をするかせんかの問題だけになります。これでは勧告にとどまる

いたた、現段階において直ちにこの問題は必要ではないと思ひますが、将来

この法律の形を整える上におきましては、実質をはつきりさせる上において

も、さようなことを将来考へる必要があると思ひますので、かようなことを

将来考へるものといたしましてこの法案に私は賛成するものであります。

○委員長(木下辰雄君)

意見を述べておいたのですが、それを

○松浦清一君 私は時間の経済上先に

意見を述べておいたのですが、それを御解説願います。

○委員長(木下辰雄君) 承知しまし

見対しては、委員長責任を持つてそ

の旨、安本長官にお伝えいたします。
○青山正一君 よろしうござります。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御意見ございませんか。それでは討論は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) それではこれより採決に移ります。本法案を原案通り賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(木下辰雄君) 全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
○委員長(木下辰雄君) 報告するところを経なければならないことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして、御承認願うこと御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

松浦 清一 青山 正一
秋山俊一郎 入交 太藏

○委員長(木下辰雄君) ちよつと御異議会に移ります。速記をとめて下さる。

〔速記中止〕

昭和二十七年三月十八日印刷

昭和二十七年三月十九日発行

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。ちょっとお詫びいたします。

この前の委員会において御相談いたしましたが、議員派遣の件でござります。現在経費が三名ならば五日間、四名ならば四日間、五名ならば三日間の旅費が残つております。

それで今緊急に調査すべき事項が多々ありますので、この際、本会議に支障がない程度において御調査をやることが至当じゃないかと思ひます。それがで私の案といたしましては、第一案は、兵庫県と和歌山県、これは小型底曳の整理の状況、並びに漁業権の再配分によるその後の状況観察ということにいたしまして、現在かつておりまして、小型底曳の措置法案の審議に費したいと思ひます。

第二案は、諫岡県の焼津、神奈川県の小田原又は三崎におきまして、漁港の修築の状況等を観察いたしたいとか、第一案ならば、四名四日、第二案ならば、五名三日、こういたしたいと思ひますが、如何いたしましようか。

○松浦清一君 第一案賛成。

○秋山俊一郎君 第二案賛成。

○委員長(木下辰雄君) それではちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。議員派遣の件は、第一班、第二班に分けまして、第一班は兵庫、和歌山、三月中に四日間、それから第二班は、秋山君と私、これは三月中に三日間です。かようにいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないも

のと認めます。なお日にもその他に対しましてはお互に十分打合せて適当な日を決定いたして御通知を願います。

本日はこれを以て散会いたします。

午後二時五十七分散会